

大通り公園でのキッチンカーによる飲食物販売（令和4年度公募・令和5年度実施）

質問・回答

項目名	質問	回答
3の② （事業実施に当たっての条件）	キッチンカーを利用しない公園利用者に対しても有益な取り組みを行うとありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。	無料休憩所の設置・撤去作業の実施を必須としています。本市が用意するテーブル・イスについて、倉庫から運び出し、実施エリア図に記した位置に、配置してください。また、営業終了後にテーブル・イスを元の倉庫へ片づけてください。（無料休憩所の設置・撤去）なお、無料休憩所の設置・撤去については、事業実施日に販売する全ての事業者間で協力し、実施してください。
3の② （事業実施に当たっての条件）	テーブル・イスなど持ち込みは可能でしょうか。 その際、市で用意されている什器は使用しなくてもよいですか。	テーブル・イスの持ち込みは可能です。その際、本市準備の什器を使わなくても問題ありませんが、最低1セット（テーブル1台・イス2脚）の設置をお願いします。持ち込んだテーブル・イスなどに係るトラブルについては、本市は責任を一切負いません。 なお、本市準備のテーブル・イスによる、無料休憩所の設置・撤去作業を行うときは、全ての事業者間で協力し実施するようにしてください。
3の③ （事業実施に当たっての条件）	メニューなどについて英語だけでは難しいですか。	メニュー表示等の多言語化への対応について、日本語かつ英語での対応も可とします。
4の(1) （応募に当たっての条件）	キッチンカーを複数台所有している場合、同日程でなければ2台申し込んでも良いのでしょうか。	応募は、1事業者につき1台です。
4の(1) （応募に当たっての条件）	複数の店主が共同で1台のキッチンカーを所有しています。営業は日を分けて複数の店舗で持ち回りを予定しています。この場合の申込は代表店主と、店舗の登録があれば大丈夫でしょうか。	店主（事業者）ごとに申し込んでください。
4の(1) （応募に当たっての条件）	焼き菓子などをパックに入れて販売することは可能でしょうか。また、惣菜を作り置きして販売してもよいでしょうか。	販売については、営業許可を受けた範囲内かつ加入している生産物賠償責任保険の対象内で行ってください。

<p>5の(1) (応募方法)</p>	<p>キッチンカー製作中のため、保健所等の申請が間に合っておりません。申込期日までに許可証がない場合、事業者選定までに提出する形でもよろしいでしょうか。</p>	<p>申込期限までに営業許可証を提出できない場合、今回の公募に参加することはできません。</p>
<p>8の(6) (実施に向けた準備)</p>	<p>販売品目・販売価格を期内で追加・変更するのは可能でしょうか。</p>	<p>原則として提案どおりの内容で実施していただきます。やむを得ず行為許可を受けた内容を変更する場合、本要項の範囲内であれば、変更の協議を行うこととしています。追加・変更を希望する際は事前に本市と協議してください。</p>
<p>8の(6) (実施に向けた準備)</p>	<p>期内で車両の変更・追加は可能でしょうか。</p>	<p>原則として提案どおりの内容で実施していただきます。やむを得ず行為許可を受けた内容を変更する場合、本要項の範囲内であれば、変更の協議を行うこととしています。変更を希望する際は事前に本市と協議してください。 追加については1事業者1台の許可となりますので、不可とします。</p>

※項目名の数字は募集要項に対応しています。